

# 産業用ロボット特別教育(教示・検査)

## 【産業用ロボット特別教育とは】

産業用ロボットの運転中は、人とロボットを隔離することを原則としていますが、駆動源を遮断しないで行う教示・検査等の作業においては、ロボットが動作可能な状態で、可動領域内に作業者が立ち入らなければなりません。このような作業は、労働安全衛生法第6章第59条の3項の「労働省令で定める危険又は有害な業務」に該当し、実施する作業者には、この場合の危険性に対する安全対策として特別教育の受講が義務付けられています。

そこで、今後の産業用ロボットの導入を検討している、あるいは既に導入されていて取り扱える作業者を増やしたい企業のみなさまなどを対象に特別教育を実施いたしました。

## 【開催概要】

産業用ロボットの教示・検査等の業務に係る特別教育は、法令で決められた内容を決められた時間以上実施しなければなりません。当センターで実施している特別教育もそれらに沿った内容となっており、受講された方には特別教育修了証を交付しています。今年度は次のような内容で実施し、受講者のみなさまにロボットとその安全についての理解を深めていただきました。

- 日時：【座学】平成30年11月26日（月）～11月27日（火） 9時～17時  
 【実技】平成30年11月28日（水）～12月3日（月） 9時～17時  
 ※1日5名の実技を土日を除く4日間実施した。
- 会場：茨城県産業技術イノベーションセンター  
 【座学】研修交流センター 第1研修室  
 【実技】IoT/食品棟
- 参加者：13社20名（定員20名）
- 内容

開催日	項目	内容
11/26～11/27	座学	<ul style="list-style-type: none"> <li>産業用ロボットに関する知識</li> <li>産業用ロボットの教示等の作業に関する知識</li> <li>産業用ロボットの検査等の作業に関する知識</li> <li>関係法令</li> </ul>
11/28～12/3	実技	<ul style="list-style-type: none"> <li>産業用ロボットの操作の方法</li> <li>産業用ロボットの教示等の作業、検査等の作業の方法</li> </ul>



図1 講義の様子（座学および実技）

### 基礎となった事業

平成30年度 中小企業IoT等自動化技術導入促進事業  
 (H30 地方創生推進交付金)

### 現在の担当部門

技術融合部門 部門長 青木 邦知 TEL: 029-293-7482  
 主任 中川 裕光  
 嘱託 堀内 義孝